

公益社団法人等がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する 固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。
必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第9号、第702条の2第2項

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者（次のいずれかに該当するもの。）

公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人

(3) 対象資産

○幼稚園（認定こども園を除く。）において、直接保育の用に供する固定資産

※ 直接保育の用に供する固定資産とは、現に遊戯や食事その他学校教育の目的とする保育活動が実施されることが常態とされている固定資産をいう。

※ 送迎用駐車場は対象になりますが、職員用駐車場は対象になりません。

3 認定時期

原則として賦課期日（1月1日）現在の使用状況により判定します。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明書 又は ・社団、財団の認定書の写し
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・県の設置許可証の写し ・各種変更届等の写し
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第1担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町3番5号
土地第2担当	084-928-1026		
家屋第1担当	084-928-1023		
家屋第2担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		